

| | | | | |
|--|---|----------------------|----|-------|
| 公開・非公開の別 | 【開催日】平成27年7月10日(金) 【時間】18時30分～20時00分 | 【傍聴人数】3名 【傍聴室】 | | |
| 公開 | 【場所】岸和田市役所新館4階 第1委員会室 | 岸和田市役所新館 4階第1委員会室 | | |
| 【名称】平成27年度第2回岸和田市指定管理者審査委員会 | | | | |
| 【出席者】 | | | | |
| ○は出席、■は欠席 | | | | |
| 中川 | 山本(宏) | 相川 | 池内 | 山本(政) |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| <p>《説明員》福祉政策課：森下理事、重田参事、鈴木主幹 スポーツ振興課：直理事、有留担当長</p> <p>《事務局》企画調整部：森口部長 行政改革課：春木課長、津田参事、大田主任</p> | | | | |
| 【議題等】 | | | | |
| <p>1. 審査基準について</p> <p> (1) 福祉総合センター</p> <p> (2) 心技館</p> <p>2. その他</p> | | | | |
| 【会議録概要】 | | | | |
| ●審査委員過半数の出席により、委員会は成立 | | | | |
| <p>——「福祉総合センター」について——</p> <p>(行政改革課が期間の延長について説明、福祉政策課が施設概要等説明)</p> | | | | |
| 以下、質疑。 | | | | |
| 委 員：新施設は、敷地内に建設中ですか。 | | | | |
| 説明員：設計業務を進めています。今年度中に、設計を終え、発注、工事の一部着手を行う予定です。 | | | | |
| 委 員：機能を移して、その後、内容的には同じようなことをされるのですか。 | | | | |
| 説明員：基本的には新施設に機能を移転させ、同じような事業を行う予定です。また障害児通所施設や障害者のスポーツ施設などを併せて、合築という形で新施設の建設を予定しています。 | | | | |
| 委 員：あくまでも身体障害者や知的障害者、老人などの福祉の向上のための施設ということですね。 | | | | |
| 指定管理料は8,300万円ほどですが、人件費の割合は、おおよそどれくらいですか。 | | | | |

説明員：人件費は平成 26 年度で約 4,000 万円弱です。

委 員：その方達は、変更した指定管理期間が終わったときに、雇用が終了ということはないのでしょうか。そのまま継続されるのですか。

説明員：新施設の指定管理につきましては、まだ決まってはいません。

委 員：2 年間の安定的な職員の管理は出来ると考えておいてよいのですね。分館で年間使用を許可するというのは、今年度は無いのですか。パピイスクールとかシルバー人材センターなどに利用許可をしているということだったが。

説明員：これはあります。別館が平成 27 年度で廃止となります。そちらを引き続き、分館に移すというところで、目的外使用をさせる施設も一部ございます。

委 員：管理業務の範囲の点で、指導訓練に関する業務と教養講座、講演会等の開催に関する業務と、各種団体の活動の場の提供に関する業務というのがあるが、この仕様書案には平成 27 年度実施予定事業ということでそれぞれ書いてある。これはこれまでの実績に基づいたおおよその内容ということでよろしいでしょうか。

説明員：こういう予定を考えておるというところで、お示したものでございます。

委 員：おおよその利用者数はどれぐらいですか。

説明員：利用者数でございますが、全ての合計で約 15 万人です。

委 員：審査基準案に市の地域福祉推進施策との連携とあり、市の地域福祉計画の目的達成に向けた取り組みということだが、具体的にはどういうことをお考えですか。

説明員：本市の地域福祉計画につきましては、社協と一緒に計画してまして、社協が地域福祉推進計画を策定し、これを一体のものとして現在、策定しています。その中で、社協を中心に様々な地域福祉の小地域ネットワーク活動などを推進しています。その各地域福祉の活動の拠点としてこのセンターを使っています。ですので福祉総合センターも十分に活用しながら、その地域福祉計画と社協の作りました推進計画の推進を図り、地域福祉の向上に努めるということを想定しています。

委 員：地域福祉計画の推進計画というものは、すでにあるのですね。

説明員：はい。

委 員：それはいつごろ出来たのですか。

説明員：計画は 5 年単位で、平成 24 年度に出来ています。

委 員：リスク分担のところで、管理上による事故及びこれに伴う利用者への損害については、指定管理者の負担ということになっていますが、民法の工作物責任のところの関係で、管理者が十分な注意義務を果たしている場合、消費者の責任というものが出てくると思う。そのあたりの場合分けをきちっとしておいた方が、いいかと思う。

委 員：さきほどの質問の延長になるが、仕様書案の書きぶり、審査の視点の審査基準が、ちょっとこれだと審査しにくい。審査基準案で例を挙げれば、利用者の要望の把握及び実現策等の④設置目的の向上に資するような、自主事業など新たな取り組みを考えたか、であるとか、工①市の地域福祉計画の目的達成に向けた取り組みを考えているか。やはり昨年

の地域福祉計画に書かれている話、おそらく貧困の問題とか福祉的就労の問題とか福祉の街づくりとか包括支援などもっと幅広い拠点になるのではないかと。センターの設置条例で、さきほど委員がおっしゃった、老人、身体障害者、知的障害者及び市民福祉というのが、ちょっと条例の方が古くなっていて、むしろもっと踏み込んだ自主事業なり、対象を広げたり、街づくりまで踏み込んだような事業まで期待されているのではないかと。そのような視点で考えると、イ④とかエ①というのは非常に大事な項目です。しかし、仕様書案のところで、P. 2ここまで具体的に書かれてしまうと、反対にこれを市が要望している、これだけやっていけばもういいんじゃないかというふうにとられてしまうのではないかと。なので、どうしてもその市がやってほしい事業、というのをと例示というかはっきり分かるような形として、むしろ取り組んでほしいこと、課題出したいなものを増やしたほうがよいのではないかと。おそらくエ①地域福祉計画の目的のところにも沿うのではないかと。社協の方とかも、2年とはいえ本当に大事な時期なので、介護保険などの改定とか、そこでの実験的な事業とかもやりやすくなるのかという気がしました。それから、福祉の庭園はどういう使われ方をしている、今回は指定管理業務外となるのですか。

説明員：いえ、これも引き続き、指定管理者にお願いします。

委員：福祉の庭園をどのように使うかみたいなのが仕様書には全くなかった。現在はどのようにされているのでしょうか。福祉の庭園のところでも、例えば障害者のガーデニングとか園芸療法とかやろうと思えば色んな事業ができるかと思う。そのような取り組みは今は行っていないのでしょうか。

説明員：福祉の庭園につきましては、公園あるいは植林地としてあって、その間を遊歩道のような形で、市民の方にもお使いいただいています。新センターの建設用地が実はそこにあってあります。ほぼ今の公園全てと遊歩道が工事用地になりまして、そこには入れなくなります。ですので、一時的にはですが、有効活用は難しい状況になります。

委員：その場所が、工事で閉鎖されてしまうので、この自主事業とかの対象にするには難しいという話ですか。

説明員：そうです。グラウンド等が残りますので、高齢者の健康づくりなどでグラウンドは使用していきます。市民の方に自由にお使い頂いていた公園部分というのが、一時的に使用できなくなります。

委員：事情は分かりました。ただ園芸療法とか車椅子の方でも使えるような花壇の設置ですとか匂いが出るような花壇とか、色々福祉目的の提案があっても面白いかと思しますので、また使えるようになりましたら、是非そのあたりも仕様書の中に入れていただければと思います。

委員：今回は期間延長ということで、審査基準も前回と同じですか。

事務局：全く一緒ではありません。

委員：新施設と旧施設とを比べて、一番の建て替えのポイント、あるいは機能面、そのあたりを簡単に述べてください。

説明員：新施設は市の他の公共施設との合築ということになります。現在の分館にある児童の発達支援センターであるパピースクールを総合発達支援センター、現在は離れた場所にあるいながわ訓練所を一つにして、新施設の一階部分に設置しようと検討しています。他に障害者の体育館や障害者の各種行事を行う機能を持つサンアビリティーズ、これを新施設に取り込むということで、旧施設に無い機能として、2階にアリーナ・体育館を作る予定です。障害者の方等にお使いいただきやすいような総合的な福祉センターを建設することを検討しています。

委員：そうすると新しい機能が次回の指定管理の事業として拡大されて、指定管理される可能性があるということですね。

説明員：そうです。

委員：建て替えに際しては、現指定管理者から意見を反映したりするのですか。

説明員：現在の指定管理者は、岸和田市社会福祉協議会です。新しい福祉センターを建てるについて、社会福祉審議会という委員会を設け、そこでご議論いただいているのですが、そこに社協にも委員として参加してもらって進めております。

委員：部屋割りとか使い勝手、施設の管理運営経験が反映されている面もあると。

説明員：指定管理者としての意見か社協としての意見かは、判別できかねますが、当然どういう部屋を作るか、どれぐらいの部屋、どんな機能を持つかについては、社協も協議の場に参加いただいています。

委員：細かい話ですが、指定管理の期間は平成30年3月31日ですが、実際は平成29年の春頃には今の建物の使用が終わる見込みとのことだから、その辺は記載しますか。

事務局：期間としては2年間延長し、旧施設を使わなくなった時点で、旧施設の指定管理は終了します。新施設は旧施設と区別して、運営手法は未定ですが、指定管理者制度を導入する場合は、あらためて指定管理者を選定します。2年間という期間については、何かしらの不測の事態等で、旧施設を使い続けなければいけなくなる事態を想定し、余裕を持たせて2年間としています。

委員：仮に平成29年春に旧施設を廃止する場合は、指定管理者との協定は切れるということでもいいのでしょうか。

事務局：現在、指定管理をしていただく施設が廃止されることによって、指定管理期間を満了させたいと考えています。

委員：わかりました。

委員：現在の施設を除却して建て替えるのですか。異なる場所ですか。

説明員：本館、分館、別館がありますが、そのうち今の別館のあたりに新施設を建設します。本館と分館については、建設予定地になりませんので、新施設が完成した後、機能を移転させます。

委員：ということは、空白期間なしで、スライドできるということですね。

委員：頂いたご意見を加味して、基準案を変えるか、あるいは指定管理の仕様書案の中身を変

更するか、整理します。1 つは、仕様書の中の事業内容のところに、指定管理基準のイ④にある自主事業などの提案を求めないと符合しないということが1点指摘されました。もう1つは、工①地域福祉推進施策との連携が具体的にどのように図られているのか、ということ提案書で記述してもらうことになるのか。自然に連携できていることになっているということは、現実的には受け止めがたい。よって市の地域福祉推進施策と社会福祉協議会が持っている計画とが、どのように整合されているのか、それを説明してもらわなければいけません。ここは点数のつけようがないです。だからその提案を受けるか、あるいは説明を仕様書の中に書いてもらわないといけません。そのように一度変更していただけないでしょうか。他、各委員のご指摘あったことに、漏れはありませんでしょうか。委員がおっしゃった雇用の継続性ということをご心配があったと思うんですが、指定管理者が交代することは有り得ても、たぶん社会福祉協議会さんは応募されるでしょうから継続性は担保出来るかなという気はします。委員からご指摘のあった計画の整合性というのは、これは少し先ほどの説明でもちょっと理解しにくかったです、すみません。申し訳ないですけど、もうちょっと精密にこういう形でフィットするんですという説明をいただきたい。それはこの仕様書の中で求めたら、応募団体が書いて下さるものではありますけどね。そういうような点をちょっとご点検ください。

委員：ほか、ご意見ございますか。よろしいでしょうか。(委員から発言無し) 施設所管課におかれては、ただいまの関係項目の修正をしてください。それでは他にご意見ご質問無いようですので、ただいまの説明内容と、こちら側からご提案、ご指摘申し上げた箇所を修正して下さるということで、一応仮承認ということにいたします。はい、ありがとうございました。それでは次に、心技館について審議しますので、事務局は施設所管課に交代を案内してください。

～ 福祉政策課 退室 ・ スポーツ振興課 入室 ～

——「市民道場心技館」について——
(スポーツ振興課が施設概要等説明)

以下、質疑。

委員：使用団体連合会についての規則が無くなった理由は何ですか。

説明員：平成26年度の第2回指定管理者審査委員会などの指摘事項の中で、使用者に偏りがあるのではないかと、規則に問題があるのではないかと、ということもございましたので、平成27年3月に一部改正をしたものです。

委員：利用料も免除されていたのが、今後は有料になる。だから不公平ではなくなるということによろしいですか。

説明員：はい、規則改正により、使用者の割り振りなど優遇措置を無くし、減免を止めました。

委員：不公平感はなくなるということですね。それと、実際指定管理料は 279 万円ほどですが、施設内に事務所など、施設を管理する場所はあるのですか。

説明員：心技館の中に事務所がございます。

委員：そこに管理人などがおられて料金の収受とかはするということですか。

説明員：管理する場ということで、管理者がいます。

委員：昭和 39 年からということは、もう 50 年近い。老朽化とかの問題はありますか。

説明員：建設から 50 年以上経過しています。耐震化については、平成 25 年度に耐震化診断を受けまして、耐震化補強工事が必要と現在診断されております。

委員：ではまだ工事はしていない。必要だけれども今はまだ耐震化の工事はされていないということですね。

説明員：今のところしておりません。

委員：災害時の避難場所になっているようですか、大丈夫ですか。

説明員：現状、耐震化補強工事が必要という診断をされておるんですが、災害などで避難所として指定された場合は、現状のなかで避難所として活用していくということです。

委員：これまで特定の団体等の優遇的な利用とか、利用料の免除とかということが指摘されていたと思うが、それは今年 3 月の条例改正で是正されたと、こういうことですか。

説明員：おっしゃるとおりでございます。

委員：施行はされていますか。

説明員：はい。

委員：利用料金についても、規則第 5 条で、旧第 6 条第 2 項が削除になったということですか。

説明員：はい。

委員：事業について、聞きたい。仕様書案の P. 2 事業に関する業務として、武道教室四種目を年間各 50 回、1 回 2 時間を開催する、これ以外にも自主事業が予定されているということですか。

説明員：武道教室を各種目、四道にお願いしています。それ以外に、貸館など利用者の妨げにならない範囲で自主事業を展開していただきたいと考えています。

委員：これまでは自主事業ということで何かされたことはあるのでしょうか。

説明員：平成 27 年度の計画の中で、市としては各道 50 回、四道計 200 日の中で、50 回だけでいいですよという形で、武道教室を指定管理業務としているのですが、武道においてはなかなか 50 回では子どもたちの安全とか、武道の上達の中では少ないのではないかとということで、今各道 2 時間の中を半面ずつ利用して、回数を 50 回増やした自主事業を行っていただいています。他に条例改正をしたことから、早朝練習、朝稽古の場という事業を展開していただいています。

委員：さきほどのどちらかという優遇的な利用が無くなったということで、利用が出来る機会が増えたと思うが、そのあたりの有効利用ということですか。

説明員：おっしゃるように、四道以外の新たな利用を出来るだけ求めるのかという質問であると思いますが、おっしゃるとおりだと思います。今後は空き時間がございますので、十分それを貸館事業とで利活用していただきたいという思いでございます。

委員：色々お疲れ様でした。大変だったと思う。その延長線上の話になるが、武道教室だけがこの事業なのかなというのはちょっと疑問を持った。設置目的の中には、広く市民特に青少年の心身の修練向上というのがあるが、それが今の四つ、あるいはもう少し今回増えるのかもしれませんが、武道教室だけでいいのか。むしろ雰囲気のある施設ですので、例えば体験教室みたいな事業など、もっと他のやり方ができないのだろうかとも思う。仕様書に記載するのは、難しいか。今の仕様書は、とにかく最低限これをしなさい、後は自主事業でという書き方だが、武道教室以外の自主事業が出てくるような誘導策を書き込めれば、より良いのではないかなという気はいたしました。続いて、この審査基準をどう判断したらいいのかというのを、いくつか教えてください。ひとつは、目的にある特に青少年ということですか。またアの社会的弱者への配慮をどういう風に考えればいいのか。青少年の武道っていうのに限ると、社会的弱者への配慮をどう考えればいいのか。例えば障害者スポーツみたいな感じのことがあればいいのか、それともこれはあまり社会的弱者のことは気にしないでいい施設なのか、このア②の判断基準に迷うというのが1点。それからイ⑥地域関係機関、ボランティアとの連携が図られているかという項目で、たぶん今までの問題としては、運営団体しかなかったが、今後所管課として、どういうところと連携を図ってほしいのか、という案を少しお聞かせいただければ参考になります。それから、イ⑧施設の設定機能を十分に活用した内容となっているかという項目、武道教室だけでいいのかということ、少し前倒しの形でさせていただきました。アの社会的弱者のところをどういう風に考えればいいのかだけ教えてください。

説明員：心技館は武道場という形態ですので、なかなか障害者の利用は現在のところ無い状態ですが、今後工夫できるところであると思いますので、管理者からその点について提案をいただきたいと考えております。

委員：この社会的弱者というのは、むしろ委員にお聞きすべきか。貧困家庭のお子さんを無料にするとかそんな感じのことでしょうか。ちょっとこれは私もイメージが無く申し上げているんですが。施設的にはバリアフリーではないので、障害者っていうことは厳しい。そうすると貧困家庭などを少し優先して募集するとかそんな感じなのではないでしょうか。入れるのが難しければ、これは省いて、福祉総合センターの審査基準案にあった新たな利用者への配慮などがなされていたかというのが入っていた。ですので心技館の場合、社会的弱者っていうのがもし難しければ新たな利用者への配慮みたいなものを入れると、さっきの話の念押しになっていいのかなと思います。逆にそのさっきのイ⑥の地域とか関係機関とかボランティア、むしろこういうところに広がってほしいみたいなもののお考えがありましたら、教えてください。

委員：少し整理します。市の方針として、全般的に社会的弱者への配慮等を考えているかとい

うのは、スタンダードで入れていると思う。それを今回入れているかと思うが、入れておけばよいだろうという感じのものですと、これは少しまずい。それがちょっと無理ですというなら外してもいいが、けどこれは外せないという気はする。

説明員：公共施設なので、なかなか、そこは難しいです。

委員：こちらからお聞きするのは、だからここで言う社会的弱者というのはどういう階層とか、どういうターゲットを描いておられますか、っていうことです。例えば低所得者とか、或いは母子父子家庭とか色々ある、障害者だけじゃなく。それから時間が無い人とかいうのも、社会的弱者かもしれない。高齢者もある。

委員：条例が青少年なので、そのあたりの考えをどうしようかと。

委員：だから、これをいわゆるとおり文句として考えているならば、逆にここが穴になってしまう。ちゃんとした答えを用意していただく必要がある。というのは、これは審査基準ですから。その辺のところをちょっと整理していただきたい。それはとても無理です、と言うならば少し違う基準を考えると。そのあたりがちょっと、苦渋します。

説明員：苦慮します。

委員：難しいです。知恵があって、申し上げているわけではないんですが、審査に苦渋しそうな気がします。

委員：いや、いろんなやり方はある。あくまでも事例だが、引きこもりの子どもたちをターゲットにあてて、社会参加してもらうためのスポーツ教室するとか。色んな貢献の仕方があると思う。

委員：確かに 50 回来いっていう講座だけでなく、まあ引きこもりの子が出てこれる、来てくれるかどうか難しいですけども、例えば竹刀に触ってみようみたいな体験コーナーがあってもいいかもしれない。

委員：この提案されている基準は、いわゆる建物のユニバーサル対応を考えていますという程度の話ではないということです。少し考えてください。

委員：イ⑥のところ、地域関係機関、ボランティアとの連携のところ、このところの所管課の方の考えを聞きたい。

委員：地域関係機関、ボランティアとの連携が図られているかという項目がある。

委員：基準はこれでいいと思うが、所管課の考えを参考までに聞いておきたい。

説明員：さきほどと同じになりますが、武道場という中でなかなか連携というものが難しいこととは思いますが、お城の前にあるという特性などを活かして、何か他団体と連携いただけることがあれば、管理者のほうから提案をいただけたらと考えています。

委員：非公募で予定されている指定管理者は今の指定管理者である心技会。あとは如何に指定管理業が、オープンというか、色々な意見を受け入れるような組織体制であるかということが重要な点。実施事業を見ると、さきほど委員がおっしゃったように武道は四つに絞っている。過去からの経緯があるからこの四つに絞っていると思うが、他の武道の参入の余地の有無など、オープンな体制が確保される必要があるのかなと。

説明員：今、委員がおっしゃったオープンな体制そのものが空き時間を確保するという事です。それを貸館事業として、四武道以外の希望者があれば当然利用していただくということになります。ですので、踏み込んだ条例、規則改正まで今回行い、指定管理者側にも十二分そのところのご理解を頂いて、今回更に指定管理業に励んでいただくと、いうところが目指すところでございます。

委員：具体的には、一番時間帯として良いところを四武道がされるとか、そういう点を多少どうなのかなと。おっしゃることは確かにそれ以外の空き時間ということでしょうけど、そのあたりはまずこの四武道、自主事業が優先して時間を抑えるということでしょうか。

説明員：武道教室そのものは岸和田市が過去に行っていて、直接部分でお願いしたものを指定管理者にお願いしている分で継続的な事業としてこれをしてくださいと、指定している指定管理業務です。これは自主事業ではございません。空き時間については、貸館業としての利用者が無ければ、使ってください、ということです。

委員：貸館の収益については、直接市の方に入るのですか。利用料金制ではないのでしょうか。

説明員：この施設は、利用料金制です。

委員：ということは貸館業務は、指定管理者の収入になるわけですね。そうしたら余計に市の指定事業をきちっとやりきってもらわないといけない、責任が重たくなる。

委員：さきほど上手く説明できていなかったんですが、おそらく問題になったのは、運営委員会みたいところをここの利用団体だけでやってらっしゃってというのが、おそらく前回ぐらいの問題だったんですね。なので、その、さっきちょっと私申し上げて、上手く伝えられなかった、イ⑥の地域関係機関、ボランティアとの連携のところ、例えばそのこうゆう人に入ってもらったらもっと開いたことが出来るとか、こうゆう人にもっと入ってもらえば武道団体以外にも青少年の鍛錬以外にも役立つ事業を考えてくれるとか、社会的弱者への配慮のアイデアを出してくれるとか。何かその運営を開いていくみたいところのことを審査項目に入れられないのかなとずっと考えました。それとウのところでは何か入れるか、それともイ⑥のところでは少し連携のところにはっきり運営体制のところの話を聞きたいところで入れるか、ちょっとその利用者からの意見・苦情・要望だけだったら本当に今の限られた団体の利用者さんになってしまうので、なんか開いていくようなところっていうのを考える知恵ってないでしょうかね。運営委員会とか理事体制とか事業企画を立てるところで、色んな人の意見が入るような形にするとだいぶ変わってくるんじゃないかと思うんですが、具体的な提案が出来なくて申し訳ないんですけども。⑤とか⑥、あるいはウの書きぶり。安定的な運営が可能となる人的能力、ウのところでは職員だけではなくて、なんか運営委員とかなんかその辺に多様な人が参画している、とかを入れるのはどうでしょう。それかさっきのイ⑥のところでもうちょっと、はっきり仕様書に打ち出すか。

説明員：いわゆるジャンルわけをもうちょっと見直してはどうですか、ということですか。

委員：そうですね。

説明員：わかりました。

委員：少し事業計画のところで、色んな人が運営委員会のところに入るのが一番良いと思うんですが、ウのところにもたぶん入れられるだろうし、イのところにも入れられるだろうし。一致していると思うので、やりたいことというか、やってほしいことというのは。

委員：委員はもう一つ前の事例でリスク分担のことをご意見くださいました。今回はいかがでしょうか。

委員：このような分類のほうが良いと思います。福祉総合センターの方は、こうゆう分類わけではないので、こちらのほうが良いと思います。

委員：こちらのほうが妥当であると。リスク分担はよいということです。

委員：社会的弱者等への配慮を考えているか、というのは、このままではちょっと採点できない。仕様書と対応しているかを見ている。つまり指定管理者の応募者は、仕様書を見る、審査基準は見ないのですよね。

事務局：提示しています。

委員：提示しているなら、なおさらです。この審査表と両方ご覧になるわけだから、この点数を、対応する項目がなければ、ポイントを取るためにどう書けばいいのかと迷う可能性がある。その項目が書けるように、仕様書は書き加えて下さったほうがよい。そういう点からいうと、地域関係機関、ボランティア等との連携が図られているかという項目は仕様書に無い。連携を図りなさいと書いていない。そこのところを仕様書で書けという指示もない。これが一つ指摘されたことになるかなと。それから自主事業の項目ですが、この内容だと、自主事業についてはやってよいと書いてある。やるならやったらよいと。それで収入を増やせばよいという趣旨なんです。実は自主事業については提案を積極的に求めるというのか、やりたかったらやってくださいというのか。これはどちらかに決めてもらわないと、こちらはその積極性を判断して採点すべきなのか、採点のしようがないんです。積極的に実施してください。この四武道の50回以外にも、もっと積極的に社会貢献してください、というふうにおっしゃるのか、利用料金収入を増やして収入を確保してくださいという姿勢なのか、その辺が不鮮明なんです。

説明員：(5)についてですね。

委員：はい。だから、積極的に頑張ります、といったら本当は評価をしなければならない。やりたかったらやりなさいという仕様になっている。これが私には釈然としなかったところ。それからもう一つ、あの地域関係機関、ボランティアとの連携というのは実は大変重要なところで、いわゆる連合会みたいな四団体が一所懸命頑張ってくれていることは事実だと思う。そこの連携というのは別に排除するべきものではないし、ちゃんと書きになったらどうかと思う。これだけ貢献してくださっている団体さん、これはちゃんと書いていただいて。それから指導者との確保に係る方策、指導者の研修育成体制、これも仕様書には書いてありません。書いてないのに採点できません。そこのところをちょっと仕様書のところで指示していただけないか。

- 委員：仕様書と採点表は極めて深い連動関係がある。これが突合してるか十分チェックしてください。
- 委員：施設に関する企画運営委員会とか、あるいはそういうのをお持ちになって、その運営委員会が色々な意味で助言してくれる、あるいは運営協力してくれるってことは私たちは別に排撃しませんし、良いことだと思う。ただそれが閉鎖的な、新たに加入しやすい組織、集団であってほしいと思う。もし連携機関を作るならば、その点をお願いしたい。つまり透明性、開放性、公平性と呼ばれる視点です。それはイ⑥のところで議論するべきかもしれませんが、今はそこまで深く突っ込んで、私も提案はできません。
- 委員：ウ③④かとも思ったが。安定的な運用を可能とする人的能力を、職員だけではなくて、ガバナンスの経過のような感じで少し。
- 委員：指定管理団体自身のガバナンスの透明性。それはどうゆうふうに書けばいいのだろうか。
- 委員：「安定的な運営」を「開かれた運営」とかにして。
- 委員：さきほど言われていたオープンな運営。安定と開かれたではちょっと違うような。
- 委員：安定ではないので。ただ運営業務の話ですから、「開かれた運営」。
- 委員：自主事業の四種目の51回目からを中心に書いているから、それ以外の武道も排除しないような、できるだけ、自主事業ことだから、4行目ですかね、その他当該施設の設置目的に合致し、新しい武道でもこれに合致するようであればどんどん自主事業やるような積極的なオープンな体制をとる組織を選ぶ基準にしてほしいなど。そこでたぶん委員がおっしゃったオープンな運営と一緒にしてくるのではないのでしょうか。
- 委員：職員と指導者っていうのは同じでしょうか。
- 委員：この選定基準で言う職員は、この団体の場合は職員ではないのではないですか。
- 説明員：市民団体でございますので、職員イコール指導者という形です。
- 委員：そうすると指導者のところは、ウのところに入ってますので、職員とするよりむしろ「開かれた運営が可能となる組織運営」みたいな形で何か出来るだけ外部の人も入れた運営委員会のような形で。
- 説明員：開かれた運営・組織というのは、指定管理者にそれを求める話ですか。そこまで市が行っているのではなくて、市を補完すべきところを指定管理者にお願いするのであって、そこまで望むべきという趣旨でしょうか。今の状態では開かれていないということでしょうか。
- 委員：はい。
- 委員：市民団体かつ非公募で、しかも今までのような問題点というのが、何回か指摘しましたけれども、やっぱりその四団体だけでやってらっしゃる、これまでも何度か外の方の意見を聞く機会はないのかということに関して質問しましたが、ありませんでした。もう一度条例を丁寧に読むと、広く市民特に青少年の心身修練向上とあります。これを武道の四団体が使っているだけではなくて、もう少しその開いたような運営もそうですしそれからさっきおっしゃった引きこもりのための講座であったり、それから他にも色々あると思うんですけども、そういうことを考えていただくためには、施設の管理運営のところで広く人

にアドバイス、アドバイスを出来るだけ色々な福祉ジャンルとか様々なジャンルの人に入ってもらった運営にするのが、かなり有効な策だと思います。あえて突っ込んで開かれた運営って言い方を私はしています。つまり、この2条の解釈というのを四団体の武道教室だけっていうふうになって欲しくない。もっともっと色々なことが、あの施設を使って出来るはずなので、市が求めている内容、あるいは施設の設備、機能を十分に活用した内容、何度かさっきからお話しをしているのですが、具体的にどこと連携するとか、社会的弱者に対する項目を、所管課もあまりお持ちではない。であるならば、この団体に、非公募の団体に受けていただけるのならば、そういうことをアドバイスして下さる方を出来るだけ、確保していくっていうのが入るのは決して不合理なことではないと思います。

委員：非公募なので、より襟を正すというか。第三者からの批判に耐えるだけの審査基準じゃないといけないっていうことは一緒ですよ。本当に非公募でこの団体を指定管理者にして、この団体が内向きの姿勢だと。条例からいけば管理運営方針は広く市民特に青少年の心身の修練向上に努めると書いてあるわけですから、その例えば四つの武道だけでそれ以外にちょっとしたいという人たち、グループがいたら、そういう場合にはそれも広く門戸を開くという組織であるからこそ、非公募でも指定管理を出しましょうとゆうことですよ。

委員：趣旨がずれていませんか。

説明員：ずれています。それであれば、四武道が仕切って他を入れないという体制が今も続いているという表現に受け取れますが。

委員：そういうことではないです。

委員：そのようなことがないように、だからそうでないように管理、審査基準を作りましょうと言っているわけです。だから思いは所管課と一緒にしたいと思います。

説明員：基本的な条例、規則改正に始まって、体制作りを着手しました。四武道が何もかも仕切ってやってるわけじゃないんです。

委員：現状は、だいぶ変えたということは分かります。ただこの市民団体のところに、もっと良い運営をしてもらわなければいけませんので。つまり、条例っていうのを上乘せしてもっと良い運営にさせていただくために、開かれたみたいなものを入れるということが、施設所管課の説明と大きな相違がありますか。

説明員：委託する団体のそしたら人格が無くなってしまわないですか。

委員：いえ、委託する団体だからこそです。指定管理を受けるような団体は、なるべく理事には色々な方を入れて、外の意見を聴くというのは団体のガバナンスとして非常に大事なことです。コンプライアンスと同時に、多様な人が理事をしているかというのは団体の適正を見る時には、私は重視しますけど。例えば、男女の割合であるとか、そこに近隣住民の方を入れているとか、なるべく広く多様な指定講座をやっているかとか。特定の年代層とか、特定の性別に偏っていないかっていうのは、結構大事なポイントです。今回団体の理事会に入れるべきとまでは言ってません。ただ事業計画とかそういうことにアドバイスを

下さる運営委員会のようなところで、この四武道以外の、出来れば武道関係者以外の方が入ったほうが私は良いと思っています。そういうものを選定基準にプラス項目として入れてはどうでしょうかという提案です。

委員：整理すると、職員体制は十分かといった場合、この職員というのは、職員というより指導者でしょう。だから、この言葉は使えないですから、そここのところを修正したらどうかという話です。この審査基準と仕様書が対応してるかどうかのチェックをしてくださいということです。それから委員がおっしゃったことは、前回の改正経過を踏まえてくださっていることは我々は承知しています。だから、それ以上に上乘せして疑義を唱えているわけではありません。そうではなくて、その団体さんに対する敬意も持っていますが、指定管理者を受託する限りにおいては公共的団体になるわけですから、公開性透明性は必須条件です。

委員：他にありませんか。

委員：職員体制ではないとするとやはり組織の運営体制みたいなところになるのではないですか。

委員：そうなる職員さんというのはむしろ指導者になりますよね。そうすると指導者の育成研修体制は十分かという選定基準になりますから、それに対する提案はどこに載ってくるかというのが知りたい。そういう形で、点検してもう一度出しなおしてもらったほうがありがたい。他の部局の選定基準と合わせようとされて、かえって実態にあわなくなる項目がある。

委員：他、委員からありますか。あるいは施設所管課から質問があれば聴きます。

説明員：市民団体であるがゆえに弱体なところ、委員にご理解いただきにくいところ、あろうかと承知しています。ただ、去年あたりから、やはり指定管理者としての自覚を持っていただくように努めています。またより積極的な事業に取り組むべきと言うもっともなご指摘も頂いています。所管課として、団体とより一層の会議調整を進めているところでございます。今回ご指摘いただいた部分については、持ち帰りまして検討させていただきます。

委員：はい。それではただいまの委員からの質問、ご指摘あったことを踏まえて関係項目の修正をしてくださるようお願いいたします。今回については、仮了承ということでよろしいでしょうか。本日の修正事項は、念のため各委員に議事録とともに送付してください。

委員：それでは次に次第の2番 その他に移ります。事務局から説明をお願いします。

— 事務局説明 —

委員：まず1点目、書類審査の審査委員会について、非公開とするかどうかです。ご意見ございますでしょうか。

委員：一般的には、応募書類は事業者秘密、企業ノウハウにかかるところもありますので、非公開かと思います。

委員：書類審査の審査委員会は、非公開といたします。

委員：2点目はモニタリングの審査委員会を秋頃を開催することについて、了承いただきたいとのことです。

委員：準備が整わないから仕方がない。

委員：それでは、開催時期について調整し、その旨をホームページに掲載してください。

委員：本日の審議案件は以上で終了しました。